

“ばさら”と“かぶき”（I）

奥村 萬 亀 子

“Basara” and “Kabuki”（I）

MAKIKO OKUMURA

時代の変革期に際し、その先がけとして現われるものに風俗の現象がある。歴史を振り返る時、“ばさら”と“かぶき”はその顕著な例である。いずれも変革期における反逆性を精神的基調とする。本稿では“ばさら”について述べる。

“ばさら”は、主として舞や楽を評するのに使われる“ばさ”を語源とし、正統なる調子から逸脱したところに表われるある種の美的状況を示すものである。こうした表現は当然のことながら、正統なる世界の枠外のものによって担われているものであった。これが一時代の風俗を示す語となるには、“ばさらぶり”の担い手たちを先導とする経過がある。ここに展開される服飾の様相は伝統的な服飾美からは逸脱した、異質の主張をもったものである。

はじめに

ある時代が新しい次代へと変革をとげる時、社会の種々な面にそのきざしが現われるものである。服飾にもいち早く、そうした面が表われ時代を先取りする現象がみられ、まことに興味深い。ここに取りあげようとする“ばさら”と“かぶき”はこうした変革期の時代精神が服飾の面に顕著に表出されたものである。

“ばさら”は、鎌倉末期における政治体制の崩壊の過程で醸成され、やがて、一時代を巻き込む風俗であるが、多分に反社会的性格を有するものである。すでに、平安朝後半期においても、こうした風俗のきざしは現われる。踊り念仏や田楽の流行がそれである。律令政治体制のゆるみによる社会不安の中で、下層民・賤民を中心支持層とする皮聖の活動は踊り念仏の流行を来し、卑賤の者の行う芸能であった田楽は風流のねりものとして都人の人気の中心となった。永長の大田楽はその熱狂のさまを示すものである。下層民のもつ表現手段は不安定な社会情勢の中で普遍化し、民衆のエネルギーとして高まりを示したのである。

このような政治体制の末期における社会現象は、鎌倉末期において、より一層の激しさを加えて現われる。社会の下層部に渦巻いているあやしきエネルギーの跳梁がはじまり、社会全体がそのあやしき魅力に巻き込まれて行くといった現象が起る。一遍の出現は、十三世紀の相次ぐ疫病の流行、火災の頻発などの社会相の中で熱狂的な支持を受ける。その踊り念仏への狂気に、幕府は嘉元元年には禁制を出すに到っている¹⁾。「馬衣」「阿弥衣」「裳なし衣」などという粗野な僧服を

着て、その動作は畜生道の如きであったと非難される²⁾卑賤のさまが民衆を魅了した。また、平安末期以来の田楽の魅力は下層民に限らず支配層にまで支持され、專業化した田楽の能は、支配層を引きつけることとなる。一方、諸国には悪党蜂起が頻発するという状況がある。“ばさら”は、こうした時代相を背景として生まれる行動様式である。

ある変革を遂行する時、そこには強大なエネルギーが必要である。すでに古い政治体制の中では変革へのエネルギーを求めることは出来ない。一方、下層民・卑賤民を中心とした反社会的行動の中には、次第にエネルギーが蓄積され、高まりつゝある。こうした狂気に近い喧噪や悪党蜂起には、既に強力な反逆性が含まれているが、そのまゝの状態では単なる混沌に過ぎず、変革への力とはなり得ない。末期的症状を続ける鎌倉政治体制の中で、もはや既成政治体制に期するところを失った変革の指導層が必要とするのは、こうしたエネルギーであった。彼らは自らがこの風に魅了され、自らこの反社会的風俗の体現者になった。ここに“ばさら”の成立がある。即ち、変革期における指導者たちは、変革の源動力として社会の下層にうごめき、高揚しつゝあるエネルギーを吸収するものであるが、この時、反逆性を含む反社会的行動様態もまた、彼らの採用するところとなる。ここに、時代変革の指導者たちを第一の担い手とする反逆の行動様態としての“ばさら”が成立し、一時代の風俗となるに至るのである。

かくして鎌倉末から南北朝時代にかけて、一世を風靡したばさらぶりは、室町幕府において“ばさら”の

体制化ともいうべき時代を迎え戦国時代へとその風は受け継がれるのであるが、やがて“ばさら”が消滅する時、“かぶき”の出現がある。この背景には徳川幕藩体制の成立という一大政治変革がある。

下剋上を謳歌し、下層からの反逆的行動が社会変革の源動力となり得た時代から、厳格な政治機構の中にすべてが枠づけられ、各々の格付の中にとじ込められる時代へと、時代は大きく変貌する。もはや反逆的行動は社会性を有することなく自己完結的とならざるを得なくなる。反社会的行動は単なる風俗にとどまらざるを得ず、やがては風俗でさえなくなる。まして社会を動かす力として組み込まれることはないのである。こうした状況下に醸成されるのが“かぶき”である。それは反逆性を内包しながらも、ストレートな発現が不可能という状況の中で、諦念という精神状況を通過し、その上にあらわれる行動様態である。同じ反逆的行動様態であるとしても“ばさら”との間には、その内包においてかなりの相違を認めなければならない。こうした“ばさら”と“かぶき”の特質を、ばさらもの、かぶきものの行動を通じて後づけ、服飾の面に現われる時代精神のさまをとらえて行きたい。

以下、本稿では1. ばさらの概念 2. ばさらぶり (1) ばさらの出現 (2) 担い手の問題 3. 服飾にあらわれたばさらの風、の順を追って論ずる。

1. ばさらの概念

“ばさら”は南北朝時代を中心に現われる行動様式であるが、この語が一時代の風俗、行動様態を意味するものとなる以前、どのように使われていたかについて、少しふれておく。

この時代に先がけての使用例をみると、この語は特に舞や楽の評価に使われたものであるらしい。

『続教訓抄』の横笛に関する記事に次の例がみえる。

「堀河院、鳥羽院ニ行幸アリテ、御笛アリケリ、友正尻ニ付テツカマツリケリ、白河院キコシメシテ下藤ノ笛トモナクバサラアリテ仕ルモノカナ、友正ガ笛ヲ御笛ニシテ、御笛ヲ楽人ノニシタラム、イカガトゾ仰ラレケル」

ここで友正の笛が「下藤ノ笛トモナクバサラアリ」との賞めの言葉を得ている。ばさらの語が高い評価内容を意味していると解することが出来る。このことは『体源抄』『舞の事』の記述によってさらに明確となる。

「万人麗目見之、不美、何の興カアラムヤ、ばさらアリ、しなアリ、振舞ハムトスレバ、ばさらナシ云云、誠ニアリガタキナリ」

音楽や舞にとって、ばさらは非常に主要な要素であり、得がたいものであるという。本来の拍子のまゝ忠実になぞっていたのではメデタキものとはならない。本来の拍子を少し逸脱し、しかも本来のものよりすぐれたものを表現するところにばさらがあると解される。ばさらの語がこのように舞や楽の評価に使われるものであるならば、その源はやはり「婆娑」に求めなければならない。「婆娑」は『爾雅』によると「舞也」とされる。

ここに「婆娑」の用例を引くと、一つに『詩経』「陳風 東門之枌」がある。

東門之枌 宛丘之栩
子仲之子 婆娑其下
穀旦于差 南方之原
不績其麻 市也婆娑
穀旦于逝 越以鬲邁
視爾如政 胎我握椒

市の日に若い男女が麻を績むことをやめて舞い遊ぶさまを「婆娑」と表現している。吉川幸次郎氏によると³⁾、これは男女一緒になってのどんちゃんさわぎを非難する歌とある。また、王維の詩「漆園」

古人非傲吏
自闕經世經
偶寄一微官
婆娑數株樹

は莊子を詠んだものであるが、この場合、「婆娑」は自由な生活をする事と注釈される⁴⁾。即ち、世俗的な立身出世を拒絶し、俗界の外で放逸な生活をするさまを指す。

嵇康の「琴賦」では琴の曲調の抑揚多いさまを「佛懣煩冤、紆余婆娑」とし、これは「曲施而乱繁或散之声」と注される。

これらの例から察するに、この語が舞のことを表現する場合、大成し、ある様式を整え正統として認められたものの美的様相を指すものではなく、むしろ批難さるべきおどりさんざめき、日常性から逸脱したはめをはずした状態を指すようである。また琴の曲調の場合も、やはり正常な整った曲調ではなく、乱れ散った曲調を云っている。「漆園」の場合、逸脱性をはらんだ状態の表現として最も明らかな例である。即ち「婆娑」の意味するものは、ある固定された状態・範囲の外にあり、或は最も正統とされ、本来最も正しく望ましいとされている状態からはずれたところにあるさまなのである。

この「婆娑」の語が、わが国で使用される例もいくつか見られるが、特に横井清氏の指摘⁵⁾による『東寺

御修法記』(保延7年条裏書)は、ばさらとの関連を
におわせる資料である。

「十三日、^(正月)白昼徒講房、田楽妙舞者数十輩入来、狂乱婆
沙、見者解頤、此中兒童二人、容白優美、音声可聞」

以上のような「婆娑」の用例をふまえたとき、『体
源抄』『続教訓抄』のいうところの“ばさら”の意がや
や明らかになる。前掲『続教訓抄』は、宮廷を中心と
した楽人ではなく、下臈友正の笛にばさらがあること
を賞した記事である。この友正は、いやしい身分の出
生であり、宮廷を中心とした正統なる世界の枠外に存
在するものである⁶⁾。“ばさら”が“婆娑”を語源と
するならば、本来、正統なる世界の外にこそばさらが
発見されるのは当然のことである。下臈の笛にこそば
さらは存在したのである。

このようにばさらは主に舞や楽のさまを表現するの
に用いられた語であるが、そのみにとどまらず、や
がて一時代を先導する行動様態全体にかかわる命名と
なる。

2. ばさらぶり

(1) ばさらの出現

さて、南北朝時代、風俗と化する“ばさら”につい
ては、建武三年に出された『建武式目』に、

「近日号婆佐羅。専好過差。綾羅錦繡。精好銀劍。
風流服飾。無不驚目。頗可謂物狂歎。富者弥誇之。貧
者恥不及。俗之凋弊無甚於此。尤可有嚴制乎。」

の箇条があり、一方、混乱の時もようやく收拾に向
って動き出した貞治七年二月の『細川頼之記掟書』にも

「無位威貴ク身ヲ嚴リ婆娑羅ヲ好ム是又過奢ト慢ト
ナリ大ニ可禁之事」

の条がある。

“ばさら”の風が上下を問わず一般的な風潮とな
っていたことが推察出来る。この風が服飾に多く関わる
面を持っていることは「綾羅錦繡。精好銀劍。風流服
飾」の文言からも明らかである。

風流服飾に贅を尽す風は、その源流を平安時代、加
茂の祭の時の放免の服飾に求めることが出来る。祭の
日、検非違使の下級役人として働く放免は他より一段
と目立つようと、綾羅錦繡などの美服の着用が特に
ゆるされた。染め文なども他と異った目立つものを着
用したのである⁷⁾。この風が除々に華美の度を加えて
行き、やがて過差に及ぶ様子は『徒然草』にも見え、
兼好の掣磴をかっている⁸⁾。また、『明月記』その他
にも異常に華美になる風流の例は多く記され、その実
情が察せられる⁹⁾。

このように風流に趣向をこらし、豪華に飾り立てる

熱狂のさまは、過差即ち分を過ぎた奢りとなり、その
興奮状態は反社会的エネルギー、反逆性を抱持するも
のとなる。“ばさら”がこの風の延長線上にあり、反
逆性をはらんだものであることは、『式目』『掟書』に
“ばさら”を「専好過差」「過奢ト慢」と規定してい
ることにしても明らかである。「分を過ぎた奢り」と
いう意味において反逆性を帯びるものである。「分を
わきまえない奢り」によって上を凌ごうとするこ
ころ、即ち下剋上に繋がるものが、その精神的基調であ
ろう。ここにこの風が禁令によって抑えられなければ
ならない事情があった。

こうした“ばさら”の性格は『太平記』の記述にさ
らに具体的に掴むことが出来る。南北朝の動乱を描き
つづけた『太平記』は“ばさら”を描いた書ともいわ
れるが、次の“ばさら”の用例をあげることが出来る。

「ソゾロナルバサラニ耽リテ、身ニハ五色ヲ粧リ食
ニハ八珍ヲ尽シ、茶ノ会酒宴ニ若干ノ費ヲ入、傾城田
楽ニ無量ノ財ヲ与シカバ……」(「天竜寺建立之事」)

「夫政道ノ為ニ怨ナル者ハ、無礼・不忠・邪欲・功
誇・大酒・遊宴・抜折羅・傾城・雙六・博奕・剛縁・
内奏サテハ不直ノ奉行也」(「青砥左衛門ガ事」)

これらの例によるとその豪華のさまが生活行動全般
に及んでいる状況が推察出来、それがまた「政道ニ怨
ナル」一連の悪業と並べ置かれているのである。即ち
“ばさら”は為政者にとって不都合な反社会的行動の
一つとされている。豪華に服装を飾り、贅にふけり、
風流を尽すばさらの風の体現者は、同時に「無礼・邪
欲・不忠」以下の「怨ナル」行為の体現者でもある。
この意味において、“ばさら”はこれら怨ナル行為を
なす者という、さらに広い意味に解することが出来る
のである。例えば、近江国の守護大名、佐々木道誉は
“ばさら大名”と呼ばれならわされ、当代“ばさら”の代
表的人物であるが、彼の豪華、風流の行為は常にこれ
らの怨ナル行為と一体となっているのである。そして、
この彼の生きざま全体を“ばさら”としてとらえる
ことが出来る。即ち豪華、風流を尽し、身を飾ると
いった行為と他の一連の怨ナル行為とは、その精神に
おいて同一者であり、表現において種々相となる。こ
の種々相が一体となった一つの狂騷の状態、ここに広
い意味での“ばさら”を見なければならぬ。

すでに下層民を中心とした狂騷の状態は、平安末期
以来、しばしば現われた現象であった。皮聖とよばれ
た空也から一遍に至る念仏僧の出現は多くの下層民を
熱狂の状況にかりたてる。その異類異形の姿、行動は
正統なる立場から批判をあびながら、下層民たちを魅

了して行く。先にあげた祭の風流や田楽猿楽の風流に珍奇な華美な趣向をこらす風も、平安末期以来の下層民を中心とした狂躁状況である。こうした宗教的狂躁と風流の狂躁とは合流して風流念仏などを形作ることになる。前記『東寺御修法記』の「田楽妙舞者数十輩入来、狂乱婆娑」も、こうした狂躁の状況を示すものであろう。支配層を中心とした正統なる世界の枠外で、下層民の間に示される奔放な狂乱の態、狂躁の状況こそ「婆娑」と表現されたものであろう。この卑賤の世界の魅力は「傾城田楽ニ無量ノ財ヲ与シカバ…」と記される如く、正統なる世界の人々をも魅了したのである。「狂乱婆娑」という狂躁の風が、ある特定の世界、特定の時間にとどまらず、一般的風潮となったとき風俗としての“ばさら”の出現がある。その様相は、『太平記』の一例を取るならば、

「其酒肉珍膳ノ費へ、一度二万錢モ尚不可足。又数十間ノ厩ヲ作雙ベテ、肉ニ余レル馬ヲ五六十疋被立タリ。宴能デ和興ニ時ハ、数百騎ヲ相隨ヘテ内野、北山辺ニ打出テ追出犬、小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ。其衣裳ハ豹・虎皮ヲ行滕ニ裁チ、金襴纈纈ヲ直垂ニ縫ヘリ。」
 (「千種忠顕ノ奢侈」)

といったものである。常軌を逸した奢侈に狂奔し、豪華の演出に酔いしれた狂躁の状況である。

『広辞苑』は、“ばさら”の意を「遠慮なく振舞う、はでにみえを張る。しどけないこと、みだれること、狼籍」などとするが、これは“ばさら”の体现者の行動様態から帰納的にとらえたものといえよう。

このように“ばさら”は豪華・風流を核とした反社会的狂躁の様態であり、そこには反逆性が基調として存在する。

下層民を中心とする狂躁の態が、時代精神を反映し得るものとして採用されたとき、この風は一つの自覚をもって一般化の方向へ進むのである。即ち風俗化の現象が起る。そして、この特殊状況から一般的状況への変貌を導き出す担い手が、実は南北朝時代活躍した変革期の指導的人物たちであった。

(2) 担い手の問題

豪華・風流にふけり、怨ナル行為に高揚するエネルギーを発露する風は、下層民を中心に次第に高まりつゝあったが、この風を意図的に採用し、強くうたいあげることにより、一般的風俗への足がかりを果した者たちがある。いわゆる“ばさらぶり”の担い手である。

この担い手の第一人者は、時代変革の指導層となる御家人層であった。当代、ばさらぶりの第一の担い手としては佐々木道誉、足利尊氏、高師直、土岐頼遠な

どがあげられる。彼らは当時、名流の家柄を誇る武士であり、各領地で実力を貯え、衰弱した鎌倉政権に批判的ではあったとしても、とりもなおさず武家政治体制の正統なる構成員であった。

“ばさら”が下層民を中心とした狂躁状況の延長線上にあるものとして、そのことと、この“ばさらぶり”の担い手の関係はどう解釈すればよいのであろうか。“ばさら”の母胎ともいふべき“正統なる世界の枠外のもの”と如何なるつながりを持つのだろうか。

“ばさらぶり”の担い手たる御家人層はすでに既成政権に対し何らかの変革を意図していた。即ち反逆性をはらんでいたのである。このことが、彼らのばさらなる行動様態を大きく決定するものであった。彼らのこの精神の表現態となったのが“ばさら”であった。

ところで、黒田俊雄氏は『太平記の人間形象』¹⁰⁾として、悪党的であることを指摘している。当初の変革的反逆的人間形象から、最後の孤立した右往左往する人物に至るまで、格調高い精神や改革への真摯なる態度はなく、すべて悪党的であるとする。悪党的であることが、この時代人の行動の基調であるとする。即ち、悪党的行動原理の採用の普遍化による現象であろう。“ばさらぶり”の担い手たる道誉以下の御家人層は、勿論この悪党的なる範疇から出ないものである。“ばさら”と一連の怨ナル行為は、いわゆる悪党的、そして悪党的なる行為である。

諸国における悪党的の活躍は、すでに鎌倉期より活発の度を加えており、『峰相記』は幡磨国に於ける悪党蜂起の様子を伝えているが、ここには悪党が次第に実力を充実させて行くさまが明らかである。

「正安乾元ノ比ヨリ目ニ余リ耳ニ満テ聞ヘ候シ所々ノ乱妨。浦々ノ海賊。寄取。強盜。山賊。追落シヒマナク。異類異形ナルアリサマ人倫ニ異ナリ。柿帷ニ六方笠ヲ着テ。烏帽子袴ヲ着シ。人ニ面ヲ合セズ。忍タル体ニテ数不具ナル高シコヲ負ヒツ。柄鞘ハゲタル太刀ヲハキ。竹ナガエサイ棒杖バカリニテ。鎧腹巻等ヲ着ルマデノ兵具更ニナシ。カヽル類十人二十人或ハ城ニ籠リ。寄手ニ加ハリ。或ハ引入レ返リ忠ヲ旨トシテ。更ニ約諾ヲ本トセズ。博打博奕ヲ好テ忍ビ小盗ヲ業トス。」

「正中嘉暦ノ比ハ其振舞先年ニ超過シテ天下ノ耳目ヲ驚ス。吉キ馬ニ乗リ列リ。五十騎百騎打ツツキ。引馬。唐櫃。弓箭。兵具ノ類ヒ金銀ヲチリバメ。鎧腹巻テリカガヤク計リ也。」

「人倫ニ異ル異類異形ノサマ」をした悪党的の行動様態は、いわゆる人倫社会の倫理観とは相入れない原理によるものであった。「返り忠ヲ旨トシ」「約諾ヲ本ト

セズ「忍ビテ小盗ヲ業トス」といったものである。彼らの謀叛は、この特有の行動によって多く成功をおさめた。倫理観にとらわれない放埒な行動とそれに伴う実力＝戦闘力は時代を動かし得る力であった。この横行する悪党に対する取締りは建長年間からすでに頻繁に出されるが、鎮庄に当るべき地頭にかくまわれることがしばしばあり、悪党と御家人が共謀者であり御家人の悪党化という状況も次第に増加しつつあった¹¹⁾。既存政権への反逆を抱持する御家人層は、胎頭しつつある悪党の行動原理を、新しい時代の行動原理として積極的に人倫社会に取り入れて行こうとするのである。道誉や師直が溢れ者、悪党の戦闘力・戦術を積極的に採用することによって戦局を有利に導いた事は多く指摘されているところである¹²⁾。その行装においても、実力を増した悪党の装いと、『太平記』「島山道誓上洛事」¹³⁾などにみえる風流を尽した出立ちとは非常に近似的・同質的なものと見ることが出来る。

“ばさら”が下層民を中心とする狂躁のさまを母胎とすると同時に、同じ卑賤の層の勃起である悪党の行動様態をも母胎とすることは明らかである。“ばさらぶり”の担い手は、こうした正統なる世界の枠外における行動様態に、自らの抱持する反逆の精神を託したのである。『太平記』に彼らのばさらなる振舞いをみると、その事情を解することが出来よう。

佐々木道誉のばさらなる振舞として特記されるものに「妙法院狼籍ノ件」がある。

「バサラニ風流ヲ尽シテ」西郊に小鷹狩りの帰り、妙法院の紅葉の下枝を折り、「誰ナレバ御所中の紅葉ヲバサヤウニ折ゾト制シケレ共、敢テ不承引『結句御所トハ何ゾ。カタハライタノ言ヤ』ナント嘲弄ス」の記述である。この狼籍の罪によって上総国の山辺郡に流されることになるが、その道中にまた風流を尽す。

「輩悉猿皮ヲウツボニカケ、猿皮ノ腰当ヲシテ手毎ニ罌籠ヲ持セ道々ニ酒肴を設ケテ宿々ニ傾城ヲ弄ブ。事ノ体尋常ノ流人ニハ替り美々敷ゾ見ヘタリケル。是モ只公家ノ成敗ヲ軽忽シ山門ノ鬻陶ヲ嘲弄シタル翔也」

ここには宮廷、山門の権威に対する反抗の姿勢がある。その狼籍、風流も権威に対する嘲弄である。山門の守護神日吉神社の使いを揶揄して猿皮を用いる趣向である。ここにもみる道誉の振舞は狼籍・酒肴・傾城といわゆる怨ナル行為に満ちている。道誉は当時一流の教養人とされ、その風流心や教養の程はしばしば指摘される場所である。彼の風流の演出が機智に富み教養にあふれたものであることは、「大原野花会ノ事」「新將軍京落ノ事」などの記事にも明らかである。それにもかかわらず、彼の行動は教養ある紳縉の

とるべき態度とは見られず、相手に対する愚弄と優越感、みせびらかしの態度が色濃くあらわれる。その抱持する反逆性は、真面目な品位ある行動ではなく、風流、豪奢などという遊びの型、或いは狼籍、嘲弄など、いわゆる悪党的表現を取るのである。また、「一条今出川ニ邸ヲ構エ奢侈ヲ極ム。王族公卿等ノ子女ヲ妾トシ淫行多シ」(「執事兄弟奢侈事」)とする高師直の行状や、「土岐頼遠參合御幸致狼籍事」にみる頼遠の狼籍も、既成秩序に対する反抗の姿勢ではあるが、高邁なる反逆精神の発露とはみられず、いわゆる悪党的所業である。

このように“ばさらぶり”の担い手たちの行動は、下層民・悪党とその原理において変るところがない。下層民における無自覚的に狂躁の様態、怨ナル行為を、積極的な意図・自覚をもって押し出したもの、それが彼らのばさらなる振舞ではなからうか。

悪党の暗躍にせよ、風流にうつつをぬかす下層民の狂躁状況といえ、それは世情の不安定の中で、自らの力を謳歌し、自由奔放に振舞い、正統なる秩序社会を弄する態度であったといえよう。ここには倫理観にとらわれない行動・過剰なる華美的表現・力の誇示があった。これは秩序社会を乱すものとして多分に反逆性を含む行為であり、これに自らの心情をおいにかぶせたのがばさらなる人物たちであった。彼らの変革への意志は、新しい時代へのもがきと旧秩序への反逆との混沌の中にあっただが、この精神の反映として採用されるのが“ばさら”の風である。まだ新しい時代への像を結ばないまま、あらゆる権力、権威への反抗という支離滅裂な行動、狼籍や風流、豪奢という型をとるのである。ここに“ばさら”は反社会的な風でありながら、時代に先がける指導層を第一の担い手として風俗と化するのである。

3. 服飾にあらわれたばさらの風

以上のように、“ばさら”についての考察を進めたが、これが服飾の面でどのような表現をとるか、その具体相を見て行くこととする。

豪奢、風流を尽すというばさらの風は、服飾において最も顕著にあらわれるところであるが、ここには実力誇示・自己顕示の意図が強く働いていたと見ることが出来る。彼らの装いには、常に「人目ヲ驚カス」という積極的配慮がうかがえる。

『太平記』「関東大勢上洛事」では、侍大将長崎悪四郎左衛門尉は、「態ト己ガ勢ノ程ヲ人ニ被知トヤ思ケン。一日引サガリテゾ向ヒケル」とあり、その見物ノ目ヲ驚カス行装は、「縹縹ノ鎧直垂ニ精好ノ大口ヲ張セ、紫下濃ノ鎧ニ……(中略)坂東一ノ名馬ニ塩干瀉

ノ拾小舟ヲ金具ニ磨タル鞍ヲ置テ、^{マフホ}款冬色ノ厚綵懸テ……」といったものである。「足利殿御上洛事」にも、「人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ、名ヲ揚シズル者ヲト、兼テ有増ノ事ナレバ其日ノ馬物ノ具、^{シムシ}笠符ニ至ルマデ、当リヲ^{カガヤ}耀カシテ被_レ出立タリ」と、その行装を記している。

自己を他より一段と目立たせ、人の目を驚かせようと勢い立って装う姿は、表現過剰、装飾過剰となる。金欄、縹縹、段子、精好といった高価な布を用い、金銀箔の大胆な文様や片身替の意匠を施し、太刀、行膝に至るまで、最も豪華なもので揃える¹⁴⁾。それは当時流行の唐物趣味をも反映するものであった。さらに引きつれる馬までも飾り立てるのである。

この度を過ぎた贅沢、常識を逸した装飾過剰は、ある異常さを示し、毒々しさをも感じさせる。兼好が放免の服飾の異常な過差に批判的であったのも正統なる伝統的な美意識に発したものであろう。そうした美意識に挑戦するかの如く、ばさらなる人物は、常識を逸した豪華、通俗の評価の外にある服飾の表示によって、人々の目を驚かすことに、その高揚した精神の満足をはかるのである。これが悪党の服飾表現と同質であることは前章にも述べた。

こうした装いを「当リヲ^{カガヤ}耀カス」という言で表現されることがしばしばあるが¹⁵⁾、それは、彼らの強力な自己存在の主張の態度を示すものである。「人目ヲ驚カス」意図と「当リヲ耀カス」装いの効果がみごとに一致を見せている。

服飾の華やかな美しさが眼にまぶしく映える状態を「かがやく」「かがやきわたる」「みえかがやく」などと表現することは、平安時代の服飾表現にも多く使われる。しかし、これらの平安朝の場合の用法は、服飾の調和した美しさ、互に映え合った美しさを表現している。一人の人物の衣装の取り合わせの美しさ、飾り合った人々が互に引き立て、醸し出す華やかな美しさ、自然と融合調和した美しさなどを賞讃した場合である。能動的な意味を持った「かがやかす」の語は、その行為が否定された時を良しとする。つまり、「かがやかさぬ」を良しとするのである¹⁶⁾。

こうした平安朝の服飾表現にくらべ、『太平記』にみる「耀カス」の語の示すものは、非常に異った精神状況の表現であることがわかる。周囲との調和とか、全体の秩序を整えようとする配慮はなく、自己の力を出来る限り積極的に表現しようとする誇示意志がうかがえる。非常に能動的な自己表現の態度である。服飾におけるこのような自己表現の態度は、一方に、“目立つもの”はいやしとする服飾観¹⁷⁾があることに思いを

いたす時、対極をなす服飾観の時代的展開であったと見ることが出来る。

また、無頼性、放埒性、土俗性を服飾表現の上に強く主張するの**も**ばさらの風の特徴であろう。“ばさら”の母胎なる異類異形なる有様は、いぜん悪党、溢れ者など卑賤民の風俗であり、これが日常の人倫社会に存在を主張したことは想定出来る。そして田舎武士の風態も一連の異様さを持っていたと思われる。

「今程洛中ニハ武士共充滿シテ時ヲ得ル人其数ヲ不知。誰トハ不見、太ク遅シキ馬共ニ思々ノ鞍置テ、唐笠ニ毛沓ハキ、色々ノ小袖ヌギサゲテ、酒アタメ、タキ残シタル紅葉ノ枝、手毎ニ折カザシ、早歌交リノ雑談シテ、馬上二三十騎、大内野ノ芝生ノ花、露ト共ニ蹴散カシ、当リヲ^レ私テ歩マセタリ」(「雲客下車事」)と、荒々しく粗野な田舎武士の生態を描いている。唐笠に毛沓の取り合わせ、色々の小袖ぬぎさげた姿、はめをはずした猥雑さを誇示するところは、ばさらの風の一面でもあった。こうしたらしなく、はめをはずした着装は、後に“かぶきぶり”にも受けつがれるものであるが、「懸直垂、懸素襖」の着装法にも通じるものであろう。

『宗吾大帥紙』「齒をくろめたる人のかねをつけぬは狼籍也。打懸ゑぼし。打かけすはう同前。かたきぬ同前たるべし」「打懸素襖、はなち十徳は御禁制のうち也」は、この着装法を禁じたものであるが、高橋健自氏¹⁸⁾によると懸直垂は『源平盛衰記』に木曾義仲の服装として叙述されている頃からすでに田舎武士の扮装であり、都人士には忘れられた着装法であつたという。こうした着装法が改めて禁制の対象となっているのは、この間にこの着装法が行われたことを推測させる。この粗野な風がむしろ、しゃれものとして好まれたという。だらしのない姿の誇張に自らの存在を主張しようとする一つの服飾のあり方がここに見られる。そして、これらは正統なる秩序社会からは、無礼なるもの、狼籍なるものとして排除されるのである。

これら服飾における装飾過剰、趣向に遊びすぎる態度、無頼性の表現などは、正統なる立場からの響聲をかう一方、これを迎え入れようとする時好が強く働く。即ち、“ばさら”の一般風俗化である。

行粧を耀カシタ武士の群団に都人は目ヲ驚カセ棧敷を作つて見物し、時代の指導層による豪華な宴にも目ヲ驚カせる。粗野な田舎じみた風態も、これが積極的に存在主張する時、これを良しとして、この風に傾く都人も現われる¹⁹⁾。

こうした服飾に現われるばさらの風の種々相は、時代に渦巻く反逆性と混沌状態の表現としての意味を担

うのであるが、それは“ばさらぶり”の担い手たちを先達として、正統なる世界の枠外から採用され、やがて一般化した風俗の様相である。

本稿は昭和52年度科学研究費による総合研究「服飾における美的様式」の一部をなすものである。

(1977年7月29日受理)

- 脚註(1) 「一向衆と号し群を成すの輩、諸国を横行の由、その聞えあり、禁制せらるべし」
- 脚註(2) 『野守鏡』「一反房といひし僧、念仏義をあやまりて踊躍歓喜といふは、をどるべき心なりとて頭をふり足をあげてをどるをもて念仏の行儀としつ」『犬狗草紙』「念仏する時は頭をふり肩をゆりてをどる事野馬のごとし。さはかしき事山猿にことならず…蓄生道の因果」としている。
- 脚註(3) 『中国古典選集』(岩波書店)による
- 脚註(4) 同上。
- 脚註(5) 『中世民衆の生活文化』(東京大学出版会)による。
- 脚註(6) 『続教訓抄』「友正ハ童名黒丸ナリ、祇園ノ師子ノ乱声吹ケル、笛ノ息ザシ、音モトモニ、イミジカリケレバ、土御門大納言殿宗俊何物ゾトテ責侍ヲモテ、見セサセ給ケレバ、小童ノ十一二バカリナルガ吹ヨシ申ケレバ、イヨイヨ興ジ給テ召ケレドモ恐レテ参ラザルアヒダ、師子ナガラ召入テ、此童カタビラニ袖カヅキンテ吹キケリ…」
- 脚註(7) 『江談抄』「被命云、放免、加茂祭着綾羅事、被知哉如何、答云、由緒雖尋未辨、被命云、賀茂祭日、於棧敷隆家哉問齊信卿云、放免着用綾羅綿繡服、為候非違使共人何故乎、戸部答云、非人之故、不憚禁忌也、公任卿云、然者雖致放火殺害、不可加禁過敷、他罪科者、皆加刑罰、於着美服条、有指證文敷、齊信答日、臆物所出来物染、摺成文衣袴等、件日掲焉之故、所令着用敷云々」
- 脚註(8) 『徒然草』(二百二十一一段)「建治、弘安の比は祭の日放免のつけ物に、ことよなる…、この比はつけ物、年を送りて過差ことのほかになって万のおもき物をおほくつけて、左右の袖を人々に持たせて、みづからは鉾をだに持たず、いきつぎくるしむ有様いと見苦し。」
- 脚註(9) 『明月記』(建久七年六月十四日)
「於北大路棧敷見物、入道殿御笠、今年梶井宮力者有別頼渡之云々、以金銀繡施風流、皆悉着指貫平笠…」
(正治二年正月八日)
「重燭之程相伴宮女房達、密々出見物、(中略)内府随身上

着緋狩衣袴、打物也、華麗殊勝、右府御隨身布装束付金銅風流、下襦二色…」

『尺素往来』(加茂祭厚鉾持者について)

「以金銀風流(而)付于其衣袴候」

脚註(10) 『文学』1954・11 vol 22

脚註(11) 『御成敗式目』には「隠置盗賊悪党於所領内事」などの禁令がみえる。

脚註(12) 岡部周三著『南北朝の虚像と実像』によると、『太平記』「江州軍事」で「佐々木道誉偽って後醍醐天皇に降り却って東坂本を攻む、官軍愈々窮乏す」の戦略について、これは後世やまびこの術といわれるもので、忍びの極意であるとする。また、「八幡炎上事」では、師直が河清水八幡宮に火を放つのであるが、「或夜ノ雨風ノ紛ニ、逸物ノ忍ヲ八幡山へ入レテ神殿ニ火ヲ懸タリケル」とあり、彼もすぐれた忍者を使い、敵の拠点を焼打ちするような強引な戦法をとったことがわかるとしている。

脚註(13) 「富貴ニ誇ル武士ガ愛ヲ晴ト出立タレバ、馬・物具・衣裳・太刀・刀、金銀ヲノベ綾羅ヲ不筋云事ナン。(以下略)

脚註(14) 「中殿御会事」では参列者の服装について「地白ノ直垂ニ金銀ノ薄ニテ四目結ヲ挫タル紅ノ腰ニ鯨ノ金作ノ太刀ヲ帶ク」「地緋ノ直垂ニ、銀薄ニテ二雁ヲ挫、白太刀ヲ佩ク」「是等ノ人々思々ノ直垂ニテ、飼タル馬ニ厚総係テ折花尽美」とする。その他「千種忠頭ノ奢侈」「高山道誓上各事」「足利殿御上洛事」などに具体例は見える。

脚註(15) 『太平記』「天龍寺供養事」に「何レモ皆行粧当リヲ耀カス」。「持明院殿御幸六波羅事」に「狩衣ノ下ニ腹巻ヲ着映シタルモアリ」など。

脚註(16) 『栄華物語』「初花」「扇などわざとめきてかがやかさねどよしばみかへして心ばへある本文など書きたる中々いとめやすし」

『紫式部日記』「扇などみめにはおどろおどろしくかがやかさでよしなからぬさまにしたり」

脚註(17) 江戸時代訓蒙物にみられる服飾観である。貝原益軒『大和俗訓』には「凡そ、人の目たつべからざるは相応なるべし、目にたつは相応せざる故なり」

鴻池新六『幸元子孫訓詞条目』では「万事目立ざる様可仕事」とある。

脚註(18) 『日本服飾史論』

脚註(19) 『太平記』「天下時勢粧事」「公家ノ人々、イツシカ云モ習ハス坂東声ヲツカイ、著モナレス折鳥帽子ニ額ヲ顯シテ武家ノ人ニ粉レントシケレ共、立振舞ヘル体サスガニナマメイテ、額付ノ跡以外ニサガリタレバ公家トモ不付、武家ニモ不似…」